

告訴状

(被通告人)

警視庁丸の内警察署署長

(通告人)

東京都豊田区堤通

二丁目三番(号)一〇八室

大高 正二 東京拘置所法監

私は、事件番号 平成二十四年ウ一八六〇号

の被告人です。二〇一三年二月二八日に弁護

内容証明書用紙

人四名の連名により私の勾留理由を示請求を  
東京高等裁判所第一刑事部に致しました。

しかし、裁判長裁判官井上弘通により同年三

月七日に請求は却下されました。却下理由は

「同一勾留について勾留開始せられた当該

裁判所において一回限り許されるものとして解す

べきである」と昭和二十九年八月五日の最高裁

判例を引き合ひて第一で記述しています。こ

の事実の決定書に記述されています。

憲法三四条は「一審とが二審とがの時機

の制限はありません。又、回数制限をしてい

ません。私自身も初めての勾留理由を示請求

をしました。ここに憲法三四条を記述します。」

129



郵便証認証司  
平成25年10月29日

立  
25.10.29  
8-12

第 15978  
この郵便物は平成25年10月29日  
号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社

~~第  
この郵便物は平成 年 月 日  
号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明し  
日本郵便株式会社~~

敬啓視庁丸の内警察署署長  
東京市葛飾区小菅一丁目三五番地一号A  
大 高 正 二

内容証明書用紙

東京市千代田区有楽町一丁目九番地二号  
二〇一三年十月二十八日

敬啓視庁丸の内警察署署長殿

大 高 正 二

前文略(何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。)と定められております。井上弘通(憲法三四条違反)を告訴します。

25.11  
8-1

20.10.29  
8-12